

改正容器包装リサイクル法の施行をはじめとする 容器包装 3 R の推進状況について

1. 改正後の容器包装リサイクル法に基づく政省令等の整備について

平成 18 年 6 月に改正された容器包装リサイクル法については、容器包装の 3 R 推進に関する小委員会等における御審議を踏まえ、必要な政省令等を整備し、順次施行することとしている。その主な内容は以下のとおり。

(1) 事業者に対する排出抑制を促進するための措置 (平成 19 年 4 月 1 日施行)

事業者に対する排出抑制を促進するための措置として、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、国が定める判断の基準に基づき、容器包装の使用合理化のための目標の設定及び容器包装の有償化やマイバッグの配布等、排出の抑制を促進するための取組を求めることとし、容器包装を年間 50 トン以上用いる多量利用事業者には、毎年取組状況等について国に報告を行うことを義務付けることとした。

(2) 改正容器包装リサイクル法に基づく基本方針の改正 (平成 18 年 12 月 1 日施行)

使用済みペットボトルの海外流出にかんがみ、市町村にあっては分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すこと等を国の基本方針に盛り込んだ。

(3) プラスチック製容器包装の再商品化手法の追加 (平成 19 年 4 月 1 日施行)

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法として、固形燃料等の燃料として利用する製品の原材料として利用することを追加することとした。

(4) ペットボトルに係る容器包装の区分の見直し (平成 20 年 4 月 1 日施行)

現在、容器包装区分上ペットボトルに区分されている「飲料及びしょうゆ」を充てんするためのペットボトルに加え、めんつゆ、ノンオイルドレッシングを充てんしたペットボトル等、再生利用への適性を有しているものを個別に定め、ペットボトル区分に追加することとした。

「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」(平成 20 年 4 月 1 日施行)の詳細については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会等における審議を経て、今後、必要な省令の整備を行うこととしている。

2. 容器包装廃棄物の3Rを推進するための取組について

中央環境審議会における容器包装リサイクル制度の見直しに係る意見具申を踏まえ、関係主体の連携協働により、容器包装廃棄物の排出抑制をはじめとする3Rを推進するため、以下の施策を実施したところ。

(1) 事業者と環境省との環境保全に向けた自主協定の締結

- ・(株)ローソン及び(株)モスフードサービスと環境省は、「もったいない」精神にのっとり、循環型社会の構築と地球温暖化の防止に向けて取組を推進するため、昨年9月12日に我が国で初めてとなる「国と事業者による環境保全に向けた自主協定」を締結。
- ・この協定の中で、(株)ローソンは、「2008年度までに2005年度比で20%のレジ袋使用削減に挑戦する」こと等を、(株)モスフードサービス及びモスバーガーチェーンは、2005年度に使用したプラスチック製容器包装の50%について、石油系ではない製品に転換する」こと等をそれぞれ宣言。環境省はこれらの取組の積極的な広報を行うこととしている。

(2) 容器包装廃棄物3R推進モデル事業の実施

- ・環境省では、地方公共団体、事業者、消費者等の協働による地域における容器包装廃棄物の3Rの取組を推進するため、「容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施（平成18年度は別紙の7事業を実施）。
- ・本事業の一つとして、杉並区では、サミット（株）、杉並区レジ袋削減推進協議会との間で昨年10月16日に「地域自主協定」を締結、本年1月15日からサミット成田東店でレジ袋の有料化が開始された。

(3) 容器包装3R推進環境大臣賞の創設

- ・事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等における容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及を図り、容器包装廃棄物の3Rを一層推進するため、容器包装廃棄物の3Rに資する優れた製品、小売店舗及び地域における連携協働の取組を対象として「環境大臣賞」を授与する制度を創設。
- ・平成18年度については、平成19年1月22日（月）から2月16日（金）まで一般公募の他、都道府県等からの推薦を受付中。

(4) 「容器包装廃棄物排出抑制推進員」の委嘱

- ・改正容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を推進するため、消費者に対する普及啓発等を担う「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を環境大臣が委嘱する制度を新設。昨年10月に、その愛称を「3R推進マイスター」と決定したところ。
- ・今後は、環境負荷の少ないライフスタイルを提案しその実践を促す影響力のある著名人の方やオピニオンリーダー等を「3R推進マイスター」として委嘱予定。

平成 18 年度容器包装廃棄物 3 R 推進モデル事業一覧

番号	事業名	事業主体 ()内は実施地域	事業概要
1	モデル市町村のリターナルブルびん分別収集有効性・効率性検証事業	ガラスびんリサイクル促進協議会 (東京都目黒区、神奈川県大和市、京都市、沖縄県那覇市)	自治体の先進的なリターナルブルびんの収集について、その分別収集、選別、保管、引渡しまでのフローを把握するとともに、市町村のコスト、消費者の利便性や意識等の課題を把握し、市町村の分別収集の有効性・効率性の検証を行う。
2	早稲田大学キャンパスとその周辺地域における3R推進コミュニティモデル事業	早稲田商店会・早稲田大学環境総合研究センター (東京都新宿区)	大学と地域商店街の協働により、地域通貨の仕組みを活用して、地域におけるレジ袋削減行動や空き缶やペットボトルの回収、弁当容器のリユースの取組等の3R推進活動を活性化し、その効果を数値的に把握・評価する。
3	レジ袋の有料化等による使用削減推進モデル事業	杉並区レジ袋削減推進協議会 (東京都杉並区)	地域自主協定によるレジ袋有料化を実施し、その効果・影響等を検証する。また、様々な主体の協働によるレジ袋削減3R運動を推進するとともに、これまで推進協議会で進めてきたレジ袋対策のノウハウと課題を取りまとめる。
4	リターナルブルびん利用促進モデル事業	リターナルブルびん利用促進モデル事業推進連絡会 (神奈川県茅ヶ崎市)	自治体、商店会・小売酒販組合、地元消費者団体等が協働で推進連絡会を組織し、Rマークびんを含むリターナルびんの利用(販売)促進、販売店ルートでの回収促進等を図り、その効果、各主体の役割について把握・検証する。
5	きめ細やかな分別収集に係るモデル事業	京都大学環境保全センター (京都市)	プラスチック製容器包装について、よりきめ細やかな分別収集をモデル的に実施し、収集量と質、再商品化の品質向上効果等を検証する。また、市町村・消費者の負担、消費者の協力の状況等についても調査し、課題を把握・検証する。
6	自主協定により進めるレジ袋削減等3R推進モデル事業	レジ袋削減等3R推進協議会 (大阪府池田市)	商工会議所、市場・商店会連合会、市民団体等で推進協議会を組織し、レジ袋等の3Rを推進する。特に、商工会議所、商店街等と市との自主協定によるレジ袋削減運動、小学校によるマイバッグ持参状況調査や子供1日推進員事業等を実施する。
7	容器包装廃棄物の排出抑制を目指す簡易包装普及推進モデル事業	特定非営利活動法人ごみじゃぱん (神戸市)	消費者、事業者、大学、行政が協働で、情報提供とインセンティブの設定による簡易包装商品の普及を図る検証事業を行い、当該商品の販売実績、消費者の行動の変化について把握・分析する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

容器包装リサイクル法は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

- ・ 容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・ 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装廃棄物の排出抑制の促進（レジ袋対策等）

消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。

H19.4.1施行

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

H19.4.1施行

質の高い分別収集・再商品化の推進

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

H20.4.1施行

事業者間の公平性の確保

再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則を強化する。

H18.12.1施行

容器包装廃棄物の円滑な再商品化

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

H18.12.1施行